

青少年活動の認定基準

社会教育振興課

上中条青少年センターは、青少年の健全な育成を図る活動への支援を目的として、次の基準に該当する活動を「青少年活動」として、使用料を無料とするものです。

1 青少年が主体となる活動及び青少年を対象に実施する事業であること。

- 青少年とは18歳未満の方及び18歳に達した日から、その日以後における最初の3月31日までの間にある方をいいます。
- 青少年が主体となる、学習・文化・レクリエーション活動及び青少年を対象として企画・実施される行事等で、青少年センターを利用する場合に適用します。（営利を目的とする株式会社等の法人格を有する企業が企画若しくは実施し、又は企業の名称を掲げて行う教室等の事業を除きます。）

2 青少年が2人以上の団体で、その人数が半数以上であること。

- 1で定める活動等を行う団体で、青少年が、2人以上かつ活動人数の半数以上いる場合に適用します。
- 乳幼児又は障がい児が含まれている団体が、健康及び福祉の増進を目的として行う活動等においては、乳幼児又は障がい児の人数が活動人数の半数に満たない場合でも適用します。

※ この基準を満たすには、「青少年の健全育成」を目的とした活動を行うことが要件となっており、活動の内容を確認する必要がある場合は、会則・運営状況を示す収支報告書等の書類の提出を提出していただくことがあります。

【青少年活動と認定する例】

- ・ こども合唱団など子どもの文化団体の練習や発表会など
- ・ こども会活動などの社会教育活動
- ・ 保育園・幼稚園の園外活動
- ・ 中学生、高校生のクラブ活動
- ・ 高校生のバンド活動
- ・ 子ども映画会、少年少女囲碁・将棋大会など子どもを対象に実施されるイベント
- ・ 子どもの参加が必須の読み聞かせの会、夏休み親子工作教室など

【青少年活動に該当しない例】

- ・ 「青少年活動」について大人だけで企画等を行う会議
- ・ 株式会社等の企業が運営する教室や塾、イベントなど（フランチャイズ等を含む）
- ・ 広く市民全般を対象として実施されるもの
- ・ 子育て支援活動のうち、子どもを対象としないもの
- ・ 保護者を対象にした講演会や勉強会など（児童・生徒を伴っての参加でも利用目的・活動内容が子どもを主体とするものでなければ該当しません。